

DL-TOWN 出店者ガイドライン

Ⅱ.価格について



目次

1. 二重価格・割引表示に関するガイドライン

2. 商品価格設定に関するガイドライン

1. 二重価格・割引表示に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、出店者が当サイトで二重価格表示や割引・割引率・割引額表示をおこなうにあたってのルールを定めたものである。

売買取引において、取引対象となる商品に対する価格表示や割引表示はユーザーの意思決定に影響を与えるものであり、たとえば、「半額」とうたっているものの実際にはいつもと同じ価格で販売しているなど、その価格表示・割引表示の正確性や妥当性に問題が生じた場合、出店者に対するユーザーからの信頼や期待を大きく損なうだけでなく、当サイト全体の信頼性を失いかねない。

本ガイドラインは、ユーザーからの当サイトに対する信頼性を向上させ、ユーザーにより安心してお買いものいただけるサイトを提供するために、不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景表法」といいます。)の考え方をもとに、二重価格表示や割引・割引率・割引額表示に関する遵守事項を定めるものである。

出店者においては、価格表示や割引・割引率・割引額表示をおこなう際には、本ガイドラインおよび景表法を遵守するものとする。

2. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象となるのは、当サイト出店店舗の運営における二重価格表示や割引・割引率・割引額表示である。

福袋やセット割引、早期割引、定期購入(頒布会)など特定の商材や販売方法に関する二重価格表示や割引・割引率・割引額表示についても、本ガイドラインで遵守いただきたい事項を定めているため、注意する。

3. 二重価格表示や割引・割引率・割引額表示の定義

(1) 二重価格表示とは

二重価格表示とは、商品の販売価格とは別に、比較対象となる別の価格(以下、これを「比較対照価格」といいます。)を同時に表示することをいう。

(2) 割引表示とは

割引表示とは、販売価格の安さを強調する表示(「セール」や「特価」など)をいう。

二重価格表示と同様に、割引表示をおこなうにあたっては、細かな条件や遵守いただきたい事項がある。

(3) 割引率・割引額表示とは

割引率・割引額表示とは、販売価格と比較対照価格との差分を示すための表示(割引率や割引額など)をいう。二重価格表示と同様に、割引率・割引額表示をおこなうにあたっては、細かな条件や遵守する事項がある。

4. 二重価格表示や割引・割引率・割引額表示に関する遵守事項

(1) 概要

二重価格表示をおこなう際は、その比較対照価格に根拠が必要であり、割引・割引率・割引額表示をおこなう際は、「何と比べてどう安くなっているのか」といった根拠が必要となる。

それら根拠がない状態で二重価格表示や割引・割引率・割引額表示をおこなうと、景表法違反になるおそれがあるとともに、ユーザーからの信頼を損なう場合があるため、出店者においては、下記図をもとに、表示に際しての具体的な条件や遵守事項を確認のうえ、それぞれの条件等に沿った二重価格表示や割引・割引率・割引額表示をおこなうものとする。

	比較対照価格	パターン	二重価格表示	割引表示 (「セール」、 「特価」等)	割引率・割引額表示 (「%OFF」「半額」等)
			商品情報ページ等 への記載可否	商品情報ページ等へ の記載可否	商品情報ページ等へ の記載可否
ア	・当店通常価格	当社が定める条件等を 満たしている場合	可能	可能	可能
		上記条件を 満たさない場合	不可	不可	不可
イ	・メーカー希望小売価格	当社が定める条件等を 満たしている場合	可能	可能	可能
		上記条件を 満たさない場合	不可	不可	不可
ウ	・参考小売価格・旧定価	当社が定める条件等を 満たしている場合	可能	可能	可能
		上記条件を 満たさない場合	どのような価格であ るかの具体的な説 明があれば可能	何と比べて安くなっ ているのかの具体 的な説明があれば可能	不可
エ	「当店通常価格」や「メー カー希望小売価格」と同 視しうる価格 <例> ・メーカー希望価格 ・通常価格	-	不可	不可	不可
オ	上記以外の価格 <例> ・実店舗販売価格 ・自社サイト販売価格	当社が定める条件等を満 たしている場合	可能	可能	不可
		上記条件を 満たさない場合	不可	不可	不可

(2) 各種条件や遵守事項等

ア.「当店通常価格」を用いて二重価格表示、割引・割引率・割引額表示をおこなう場合

当サイトにおいて、当該価格の販売実績が一定期間※存在するなど、当社が定める条件や遵守事項等を遵守する場合に限り、商品ページ等への二重価格表示や割引・割引率・割引額表示が可能。

※一定期間とは「二重価格表示等を行う時点からさかのぼった 8 週間において、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占め、当該価格での販売期間が通算で 2 週間以上であり、当該価格で販売された最後の日から 2 週間経過していないこと」をいう。

条件や遵守事項等については、下記をご確認ください。

使用する比較 対照価格	使用する箇所	使用する表現 (一例)	使用に際しての 条件等	内容・詳細
・当店通常 価格	商品ページ	当店通常価格 〇〇円	遵守事項	・記載内容に虚偽がないこと
		当店通常価格 〇〇円→ 【セール】〇〇円	遵守事項	・記載内容に虚偽がないこと
		当店通常価格〇 〇円より〇 〇%OFF	遵守事項	・記載内容に虚偽がないこと

イ、「メーカー希望小売価格」を用いて二重価格表示、割引・割引率・割引額表示をおこなう場合

メーカーが公表している価格を当社所定の方法で商品ページ上に掲載するなど、当社が定める条件や遵守事項等を遵守する場合に限り、商品ページ等への二重価格表示や割引・割引率・割引額表示が可能。

※条件や遵守事項等については、下記参照

使用する比較 対照価格	使用する箇所	使用する表現 (一例)	使用に際しての 条件等	内容・詳細
・メーカー 希望価格	商品ページ	メーカー希望 小売価格〇〇円	遵守事項	・記載内容に虚偽がないこと
		メーカー希望 小売価格〇〇円 →【セール】〇〇 円	遵守事項	・記載内容に虚偽がないこと
		メーカー希望 小売価格〇〇円 より〇〇%OFF	遵守事項	・記載内容に虚偽がないこと

ウ、「参考小売価格」、「旧定価」を用いて二重価格表示、割引・割引率・割引額表示をおこなう場合

当社が保有している価格データをもとに価格表示をおこなうなど、当社が定める条件や遵守事項等を遵守する場合に限り、商品ページ(SKU)等への二重価格表示や割引・割引率・割引額表示が可能。

※条件や遵守事項等については、下記参照

使用する比較 対照価格	使用する箇所	使用する表現 (一例)	使用に際しての 条件等	内容・詳細
・参考小売価 格 ・旧定価	商品ページ	参考小売価格 〇〇円	遵守事項	・当該比較対照価格がどのような価格 であるかの具体的な説明がされている こと ・記載内容に虚偽がないこと
		参考小売価格 〇〇円→ 【セール】〇〇円	遵守事項	・当該比較対照価格がどのような価格 であるかの具体的な説明がされている こと ・記載内容に虚偽がないこと
		参考小売価格 〇〇円より 〇〇%OFF	-	当該表示に関しては、割引率・割引額表 示をおこなうことが、できません。

エ.「当店通常価格」や「メーカー希望小売価格」と同視しうる比較対照価格を用いて二重価格表示、割引・割引率・割引額表示をおこなう場合

「メーカー希望価格」「通常価格」等は、「ア・当店通常価格」や「イ.メーカー希望小売価格」の条件等にしがって表示すべきものであるため、それらの条件等を遵守したうえで、「メーカー希望小売価格」「当店通常価格」として二重価格表示、割引・割引率・割引額表示をおこなう。

オ.ア～エ以外の比較対照価格を用いて二重価格表示、割引・割引率・割引額表示をおこなう場合

当社が定める条件や遵守事項等を遵守する場合に限り、商品ページ等への二重価格表示や割引表示が可能。

※条件や遵守事項等については、下記参照

使用する比較対照価格	使用する箇所	使用する表現(一例)	使用に際しての条件等	内容・詳細
ア～エ以外の価格 <例> ・実店舗販売価格 ・自社サイト販売価格	商品ページ	実店舗販売価格 〇〇円	遵守事項	・当該比較対照価格がどのような価格であるかの具体的な説明がされていること ・記載内容に虚偽がないこと
		実店舗販売価格 〇〇円 →【セール】〇〇円	遵守事項	・当該比較対照価格がどのような価格であるかの具体的な説明がされていること ・記載内容に虚偽がないこと
		参考小売価格 〇〇円より 〇〇%OFF	禁止事項	・同一の商品といえない商品価格との比較をおこなうこと ・取引条件・適用条件の異なる価格との比較をおこなわないこと ※送料込の価格と送料別の価格、他商品の購入が条件になっているものとそうでないもの、税抜価格と税込価格など、取引条件や適用条件の異なる商品価格と比較する場合は、割引表示はおこなわないでください。

5.その他遵守事項

次に掲げる商材や販売方法において二重価格表示や割引・割引率・割引額表示をおこなう場合は、それぞれ以下に定める遵守事項をご確認・遵守するものとする。

こちらの遵守事項を守らずに二重価格表示や割引・割引率・割引額表示をおこなうと、景表法違反になるおそれがあるとともに、ユーザーからの信頼を損なう場合がある。

- (1) 福袋を販売する場合
- (2) セット割引をおこなう場合
- (3) 早期割引・早期特典をおこなう場合
- (4) 定期購入(頒布会)をおこなう場合
- (1) 福袋を販売する場合

ア.対象商材

- ・商品の内容の一部または全部があらかじめ購入者にはわからないセット販売の商材
- ・商品の内容をあらかじめ購入者に提示しているが、商品名などに「福袋」とうたっている商材

イ.商品ページ等で「〇〇円相当」と記載する場合の遵守事項

- ・相当額が何の価格であるかの説明を商品ページに記載すること

- ・相当額に明確な根拠があるもののみ記載すること
 - ・記載内容に虚偽がないこと
 - ・相当額が市場価格と著しくかけ離れていないことを確認すること
- ウ.商品ページ等で「〇〇円相当」と記載する場合の禁止事項
- ・相当額から割引率・割引額表示をおこなうこと

(2) セット割引をおこなう場合

ア.対象となる販売方法

- ・同一店舗内で販売している複数の同一または異なる商品をまとめてセット商品として販売することによって、個別に買った場合の合計額よりも価格を安くする販売方法

イ.遵守事項

- ・セットに含まれる各商品が、同一店舗において個別に販売されていること
- ・セット商品の商品ページ上に、セットに含まれる各商品が個別に販売されている商品ページへのリンクをわかりやすく掲載すること
- ・セットに含まれる各商品の販売価格が市場価格と著しくかけ離れていないことを確認すること
- ・セット商品の比較対照価格は、セットに含まれる各商品を個別に買った場合の合計額とすること

(3) 早期割引・早期特典をおこなう場合

ア.対象販売方法

- 「早期割引」や「早期注文〇〇」など、特定のタイミングに向けて早期に注文をおこなうことで、注文者が何らかの特典を受けられることができる販売方法

イ.遵守事項

- ・早期注文の受付期間は、遅くとも特定のタイミング(イベント)の2週間前までとし、それを越えた時期には、早期割引や早期特典をうたわないこと

※開始時期の指定はありません。

- ・商品ページ上に以下の事項を明記すること

早期注文の特典内容

※特典内容が販売価格の割引の場合は、実施期間終了後の販売価格を明記すること 早期注文期間

例)〇月〇日まで〇円を20%OFF、▲月▲日から〇円など

- ・早期割引をおこなう場合には、販売に際して以下の準備をおこなうこと

早期注文期間終了後の価格で販売する在庫の確保

※将来の価格を比較対照価格として割引をうたう場合には、その価格で将来実際に販売することが確実である必要があります。

ウ.禁止事項

- ・当社が特設ページを開設する企画など大型季節イベント等において、当社が指定する早期注文期間を過ぎて以降に受け付けた注文に対して、早期割引をおこなうこと

<当社が指定する早期注文期間>

お中元	7月10日まで
お歳暮	12月10日まで
おせち	12月18日まで

- ・早期割引、早期特典実施商品について、早期注文よりも有利な条件で注文を受け付けること

<例>

- ・早期割引注文受付期間が、11月1日～12月1日の商品(早期割引価格 10,000 円)について、11月15日～16日にタイムセールをおこない 5,000 円で注文を受け付けること
 - ・早期割引注文受付期間が、11月1日～12月1日の商品(早期割引価格 10,000 円)について、11月15日に商品別クーポンを発行し、クーポン適用後価格 5,000 円で提供すること
- ※店内全品対象クーポンなど、当該早期特典実施商品のみを対象とするものではない特典・キャンペーンは除く

(4) 定期購入(頒布会)をおこなう場合

ア.対象となる販売方法

継続的な購入の申込をすることによって、一回ずつの注文と比較して注文者が何らかの特典を受けることができる販売方法

イ. 遵守事項

- ・同一店舗において一回ずつの注文が可能であり、かつ商品内容や取引条件、適用条件が同一である商品と比較すること
- ・一回ずつの注文と比べていることを明示すること
- ・比較している商品を明記し、該当商品ページへのリンクを分かりやすい場所に掲載すること
- ・その他、価格以外での特典内容がある場合にはその詳細を分かりやすく明記すること

以上
2025年3月1日制定

2. 商品価格設定に関するガイドライン

1. ガイドライン制定の趣旨

本ガイドラインは、商品価格の設定に際してご注意頂きたい事項について定めたものである。商品価格の設定は、出店者が任意に行なうべき事項であるというのが原則となるが、場合によってはお客様へ混乱、誤解を与える恐れがあることから、本ガイドラインを定めた。出店者は、趣旨を理解のうえ、ガイドラインの遵守を行う。

2. 通常の市場価格よりも高い販売価格の設定について

(1) 自然災害や事故に乗じた価格設定

自然災害や事故(地震・大雪・感染症の流行など)に際し、生活必需品等において、通常の市場価格に比較し著しく高い価格を設定して販売する行為は、ユーザーの窮状に乗じていることになり、強い道義的責任を発生させ、悪質性が強いものとする。

こうした価格設定に該当すると判断した場合、当社は出店者に対し、出店規約に定める禁止事項に該当するものとして、出店停止、契約解除等の必要な措置を取る場合がある。

(2) 入手困難な商品に関する価格設定

一時的なブームにより特定の商品に多くの需要が発生し、当該商品を通常の市場価格を超える出店者の責任で価格設定をすることは、自由な商業活動の範囲内と考える。

ただし、出店者は、そうした状態が社会問題化し、批判的な報道、事件等を引き起こす可能性を十分に認識し、対応いただく必要があると考える。

また、こうした事象に対し当社から改善要請等を行う場合がある。出店者は、趣旨を理解のうえ、最大限の協力をするものとする。

3. 非売品について

入手困難な非売品(特定の商品の購入特典等)を販売する場合には、上記の内容のほか、以下の2点に留意する。

(1) 一旦市場に流通したものを一般顧客から買い取って販売するなど古物を販売する場合には、DL-TOWNの取扱い禁止商材である「当サイトのコンセプトにそぐわないもの」に該当すること。

(2) 当該商品の権利者が転売等を禁止している場合には、DL-TOWNの取扱い禁止商材である「商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの」の販売行為に該当すること。

4. 送料について

「物流における2024年問題」により、消費者庁では「送料無料」表示の見直しに取り組んでいる。

当サイトでは、送料の設定については出店者各自の判断にて決定することとしているが、送料無料表示をする際には、消費者庁で定められた下記の表示例を参考に表記を行うものとする。

(1) 送料負担の仕組みを表示

○送料の負担者を表示:「送料当社負担」など

○送料込みの価格を表示:「〇〇円(送料込み)」など

(2) 「送料無料」表示をする場合、表示者の責任として「無料」と表示する理由、仕組み等を分かりやすく説明

○「送料無料」表示をする理由:

誰が負担しているのか、商品をお勧めするための販売促進の手法であることなど

○送料を無料とする仕組み

配送業者に対して契約に基づき適正な運賃を支払っていることなど

以上

2025年3月1日制定